

様式1〔申し合わせ事項〕：【委員会、全協：共通様式】

〔氏名： 伊藤治雄 〕

研修概要、内容、所感

□研修所感

- ・地域経営を担う議会は住民自治の根幹として適正に作動することが大切である。そのため、法律条例等に加え手続き等で制約があるものの、提出議案の審査は大切に審議すべきである。…地方自治法第96条（議決事件）、同法第149条（首長の担当事務）
- ・16年間で900自治体が議会基本条例を制定している。これに基づき、議会では合議制を原則とし、その過程では議論をたたかわせるよう多様性というものを尊重し対処すべきである。また、議会は住民の関心を得るため公開の場で討論することも必要である。
- ・一般質問の内容に際しては、町総合計画のどの部分について質問しているのかを明確にすべきであると講義された。しかしながら、一般質問しかない本町の現状を鑑みれば、住民理解の観点からは重要性や緊急性を要する案件もあり、一概にそうとは言えない場合もあるのではないかと所見である。
- ・議案に対し自他ともに十分な検討を行うためには、一定の期間を設け専門家等を招致し知識をつけることが必要と説かれたが、議員は全てのことに熟知している訳ではないので正にこの通りと考える。
- ・前年度実施された事業で重要かつ緊急性がある一定数の事業を対象に、講師の申されるように議会としての事務事業評価を実施すべきと考える。この評価をもって次年度予算に反映していただくよう執行者側に働きかけることは重要と考える。
- ・「新たな条件整備」として説明された議員報酬と議員定数については、審議会や住民の意見を聞き、常に現時点における最善の方策を検討すべきである。
- ・議会に出るだけが議員ではない。常に住民と接し、課題を抽出し、住民目線で政策議論を実施すべきと考える。
- ・講師は「人格を持った議会」の大切さを強調されており、その解釈は非常に難しいと思うが議員の信条等を明確にし、単なる団体ではないことをよく自覚し、議員活動に努めたい。

□今後の議会活動への反映

- ・執行機関（行政側）と議決機関（議会）の十分な審議等を行うことの重要性・必要性を鑑み、両者の関係維持にも注視しつつも、首長の追認機関とならないよう、真に住民のための協議がなされるよう留意し対応する。
- ・本町の総合計画を始めとする各種計画を周知し、質問内容の質の向上や積極的な自己研鑽に努める。
- ・政策議論を活発的に展開するためには、同一意見を持つ政策集団としての会派を組織化すべきと考える。
- ・本町議会においては一般質問しか実施されていないのが現状である。しかしながら、多岐にわたり詳細な議論を行うため、会派設置を前提とし3月議会では当初予算等が提出されるため、会派「代表質疑」を実施すべきである。また、定例会においても、講師が強調されていたように一般質問と区別して提出された議案に対する「議案質疑」も行うべきと考える。